

ケアサービス サンセール

指定訪問看護事業所運営規程

(事業の目的)

- 第1条 この規程は、有限会社 サンセールが設置するケアサービス サンセール 訪問看護事業所（以下「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 事業所は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
 - 2 事業所は、事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるように努めなければならない。
 - 3 事業所は、事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

- 第3条
- 1 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
 - 2 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、事業所の保健師、看護師、准看護師、（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行うてはならない。

(事業の名称及び所在地)

- 第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称：ケアサービス サンセール 訪問看護事業所
 - (2) 所在地：神奈川県座間市入谷西3-17-15 アクセス102

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 - (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間等)

- 第6条
- 1 事業所の営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。
 - (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、祝祭日と12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。
 - (3) サービス提供時間：営業時間と同じとする。
 - 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

- 第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

- 第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
- 1 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
 - 2 利用者に主治医がいない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

- 第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。
- 1 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア。
 - 2 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置。
 - 3 リハビリテーションに関する相談等
 - 4 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理。

(緊急時における対応方法)

- 第10条
- 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
 - 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第11条
- 1 事業所は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割又は2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
 - 2 事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、利用者から受けるものとする。
 - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料は、一律15,000円とする。
 - (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
事業の実施地域を越えてから、片道1キロメートルあたり 30円

(通常業務の実施する地域)

- 第12条 事業所が通常業務を行う地域は、座間市・大和市・海老名市・綾瀬市・相模原市の一部とする。

(虐待の防止のための措置)

- 第13条
- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 看護師等は清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努める。
また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。医療廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関に持ち込む等して処理する。

(相談・苦情処理)

- 第15条 1 事業所は、利用者からの相談、要望、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の相談・要望・苦情等に対して、迅速・誠実に対応する。
- 2 相談・要望・苦情等は下記の窓口まで申し出てください。
- サービス窓口
担当： 管理者 石川 恵
電話番号： 046-204-8833 (受付時間 土・日・祝日を除く毎日)
- その他の窓口相談
利用者の契約する居宅介護支援事業所
市町村：高齢福祉課あるいは介護保険課等の相談窓口
神奈川県：国民健康保険団体連合会 介護保険室 0570-022110
- 3 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

- 第16条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(秘密の保持)

- 第17条 1 事業者は、利用者の個人情報について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び個人情報保護に関する法律を遵守し適切な措置を講じる。
- 2 従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報をを用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ることとする。

(記録の整備)

- 第18条 1 事業所は訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。
- (1) 主治医の指示書
 - (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
 - (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
 - (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (6) 苦情・相談等に関する記録
 - (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録
- 2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

- 第19条 1 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後1カ月以内の初任研修
 - (2) 年2回以上の業務研修(社内、社外研修)
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社サンセールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程の一部を改訂し、平成29年6月20日実施する。
この規程の一部を改訂し、令和2年2月3日実施する。
この規程の一部を改訂し、令和5年2月1日実施する。
この規程の一部を改訂し、令和7年1月1日実施する。